

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	寿供用会館			
施設の所在地	川下町一丁目1-28			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	川下寿自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ267件、年間利用者数 延べ2,869人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	室の木中供用会館			
施設の所在地	室の木町二丁目7-10			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	室の木中供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ327件、年間利用者数 延べ2,485人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	車中央供用会館			
施設の所在地	車町一丁目15-32			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	車中央供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ269件、年間利用者数 延べ2,212人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	室の木西供用会館			
施設の所在地	室の木町三丁目6-15			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	室の木西自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ138件、年間利用者数 延べ1,932人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	川口供用会館			
施設の所在地	川口町二丁目1-26			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	川口供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ147件、年間利用者数 延べ1,378人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	中津供用会館			
施設の所在地	中津町二丁目21-18			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	中津供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ248件、年間利用者数 延べ2,307人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	尾津供用会館			
施設の所在地	尾津町二丁目9-17			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	尾津長浜自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ226件、年間利用者数 延べ2,236人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	門前供用会館			
施設の所在地	門前町一丁目7-18			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	門前中自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ297件、年間利用者数 延べ2,412人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	錦見供用会館			
施設の所在地	錦見六丁目15-21			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	錦見地区自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ420件、年間利用者数 延べ3,398人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	今津供用会館			
施設の所在地	今津町五丁目4-17			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	今津下の町自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ170件、年間利用者数 延べ1,296人